

2023年3月29日

年次点検に係る虚偽報告に伴う再発防止対策等について
(再発防止対策などの詳細及び役員の処分について)

一般財団法人東北電気保安協会

弊協会が発生した年次点検を実施せずに虚偽の内容でお客さまへ報告した事案につきまして、調査委員会による実態把握、類似事例の有無等に係る総点検を実施してきたところです。

今般、その結果及び要因分析並びに再発防止対策を取り纏めましたので、お知らせいたします。(別添参照)

また、本件につきましては、監督官庁(関東東北産業保安監督部東北支部)からの電気事業法第106条第6項に基づく報告徴収の指示を受けており、本日付けで報告いたしました。

この度は、お客さま及び関係者の皆さまに多大なご迷惑ご心配をおかけいたしましたことに深くお詫び申し上げますとともに、今後、このような不適切な事案を発生させないよう、再発防止対策を徹底するよう取り組んでまいります。

なお、今回、お客さまや社会からの信頼を損なう重大な法令違反が発生させたことを重く受け止め、処分として、理事長及び専務理事は、役員報酬の20%を2か月間、担当役員は役員報酬の10%を2か月間辞退いたしました。

以上

別添

年次点検に係る虚偽報告等について

(本件に関するお問い合わせ先)
一般財団法人東北電気保安協会
企画本部 広報部
担当者：渡辺、柏
電話：022-748-0251

年次点検に係る虚偽報告等について

1 事案の概要及び監督官庁からの指示等

2022年10月5日、検査員は自分が以前担当したお客さまの停電年次点検について、現在の担当者から問われた際、停電年次点検を実施すべきところ、停電年次点検を実施していないと告白した。

その後、検査員に当該お客さま以外に同様の事案がないか確認したところ、停電年次点検を実施したとされていた複数の保安全管理業務のお客さまで、実際には停電年次点検を実施せずに、虚偽の年次点検報告書を作成しお客さまへ提出していたことが確認された。

本事案については、監督官庁である関東東北産業保安監督部東北支部に報告し、2022年10月24日に関東東北産業保安監督部東北支部長より、嚴重注意を受けるとともに電気事業法第106条第6項に基づく報告徴収の指示を受けた。

(2022年10月24日ホームページでお知らせ済)

2 事案発生後の対応

2022年10月12日に理事長を本部長とする「危機管理対策本部」を設置し、以後、事実関係の調査・原因究明等の指示を行うとともに、調査委員会（後記）からの報告及び再発防止策について審議を実施した。

また、2022年10月17日に専務理事を委員長とする「調査委員会」を設置し、原因調査及び要因分析を行うとともに、監督官庁からの指示の内容を踏まえ電気事業法に関する保安全管理業務の総点検（以下「総点検」という。）を行い、他に法令違反が疑われる行為がないか確認することとした。

3 総点検対象業務及び実施方法

(1) 総点検対象業務

月次点検、年次点検、竣工検査及び新規受託事業場に係る工事中点検

(調査対象期間 2018年4月1日から2022年10月31日)

(2) 実施方法

a 保安全管理業務総点検アンケート

本アンケートは、他に同様の事案がないか確認することを目的に、協会役職員1,480人を対象として実施した。

b 弊協会システムのデータを活用した調査

全47事業所を対象に低圧絶縁監視装置（以下「絶監」という。）が設置されているお客さまにおいて、停電年次点検の報告書記載の実施日時と絶監の停電回復信号の受信日時の照合作業を行い「未実施が疑われる」案件について、個別に確認した。

また、無停電年次点検の報告書記載の実施日時と絶監の試験に関する警報の受信日時の照合作業を行い「未実施が疑われる」案件について、個別に確認した。

c 全47事業所を対象に点検報告書（協会控）（月次点検、年次点検、竣工検査及び工事中点検）が保管されているか確認した。

4 調査結果及び要因分析

弊協会が発生した年次点検の未実施及び虚偽報告事案及び総点検等において、判明した法令に抵触する事案を以下のとおり取りまとめた。

(1) 年次点検の未実施及び虚偽報告書の作成事案

本来実施すべきであった年次点検を実施していないにも関わらず、報告書を偽造してお客さまに報告していた事案が12軒判明した。

また、年次点検において、一部接地抵抗測定を実施していないにも関わらず報告書を

偽造してお客さまに報告していた事案が2軒判明した。

(2) 総点検による調査結果

年次点検において、絶縁抵抗測定の一部を実施していないにも関わらず測定値を偽造してお客さまに報告していたものが1軒判明した。

また、年次点検は実施しているものの、接地抵抗測定値及び保護継電器動作時間を偽造してお客さまに報告していたものが3軒判明した。

さらに、水力発電所の工事期間中において、工事中点検を実施していなかった事案が1軒判明した。

(3) 保安管理業務の総点検後に確認した事案

月次点検の事業場を誤認し、月次点検が未実施となる事案が1軒判明した。

(4) 要因分析結果

年次点検の未実施事案の当事者は、停電調整などのお客さまとの交渉のわずらわしさを回避するために意図的に年次点検を実施せず虚偽の年次点検報告書を作成し提出しており、電気主任技術者としての責務や技術者倫理を軽んじていた。また、監視システムの電源を切ることで他の者に停電年次点検を実施したように思わせる偽装がシステム上可能なこともあり、管理職が停電年次点検の未実施を確認する手段が限られていた。

さらに、当事者は日頃からお客さまに点検結果の十分な説明をしておらず、お客さまも自主保安に関心が薄いことを利用できるなど、偽装がしやすい環境となっていた。

管理職は、保安管理業務以外の対応が多忙でマネジメントにかかる時間が十分ではなかったことや年次点検が実施されたことを作業票による作業結果で判断していたことから、危険予知や作業者のサインが虚偽記載されていても年次点検の未実施に気付くことができなかった。

その他の要因については別紙のとおり。

5 再発防止対策

要因分析の結果明らかとなった事項に対し、①ルールの新設及び改正、②システム的対応、③既存ルールの遵守の徹底、④教育・研修での取り組み、⑤安全文化の醸成に向けた取り組み、⑥管理職のマネジメントの実効性の強化施策、⑦ヒューマンエラーによるミスを防ぐシステムの導入の7つの視点から検討を行い、再発防止対策を策定した。

なお、具体的な再発防止対策の概要は別紙のとおり。

6 外部有識者からの評価

企業倫理、法令遵守、ヒューマンファクター等に関わる知見が豊富な3名の有識者の方々から、調査委員会で行った調査方法及び原因・要因分析結果や再発防止対策の妥当性について評価いただいた結果、概ね適正であるとのことをご意見をいただいた。また、再発防止対策を進めるにあたっての助言もいただき、対策に反映して実効性を高めていくこととした。

以上

[添付書類]

要因分析結果に基づく再発防止対策の概要・・・別紙

要因分析結果に基づく再発防止対策の概要

一般財団法人東北電気保安協会

要因分析結果		対策との 関連	主な再発防止対策				
分類	主な要因		項目	内容			
Man (人間)	1 電気主任技術者としての責務や技術者倫理を軽んじていた。	⑨⑫⑮ ⑫	1 ルールの新設及び改正による対策	① 年次点検を実施した場合は月次点検報告書に年次点検を実施した旨を記載するとともに作業実施中の写真を添付して設置者に報告する。また、管理職は写真により年次点検が実施されてことを確認して作業結果を承認する。 ② 作業計画時において作業票の作成者と作業者が異なる場合は、作業者が作業票の内容を確認して作業票に押印するようルールを見直す。 ③ 工事中点検は委託契約締結から受電までの期間、毎週1回以上実施するよう内部規定に定める。 ④ 不正リスクの機会を削減するため、保安業務担当者が担当する事業場を概ね3年を目途に変更する。			
	2 過去に年次点検を実施していないにも関わらず、実施したことを装った成功体験から、今回も実施したことに装うことができると判断した。				⑨⑩		
Machine (機器・設備)	1 年次点検を実施しなくても受電設備に設置している絶縁監視装置の電源を切ることで、停電の履歴が残り、他の者に停電年次点検を実施したように思わせることができるシステムであった。	①④⑤ ⑤	2 システム対応による対策	⑤ 年次点検の計画済かつ未実施があった場合は、対象事業場の契約番号、事業場名及び保安業務担当者が容易に確認できるものにシステムを変更する。 ⑥ 受付から業務開始までの工程管理をシステムで一貫して行うことができるよう検討する。			
	2 年次点検が計画済であって未実施のものはシステム画面に契約番号のみ表示されていた。このため、事業場名や保安業務担当者を確認するには別画面で検索しなければならず、使いにくいシステムであった。						
Media (情報・環境)	1 年次点検計画時の作業計画兼作業指示票（以下「作業票」という。）は、作業者が確認することなく回付されていたため、作業責任者から勝手に名前が使われても気付くことができなかった。	② ⑧	3 既存ルールの遵守の徹底	⑦ 「受付工程管理表」を活用した工程管理について内部規定に定める。 ⑧ 電気保安の意識啓発を促す資料を広報誌等に掲載し、保安業務担当者は、当該資料により設置者に対して自主保安体制に基づく保安規程の遵守及び技術基準適合義務に関する保安教育を実施する。			
	2 年次点検の結果について、設置者に十分説明しておらず日頃から設置者とコミュニケーションをとっていなかった。						
Management (管理・教育)	1 管理職は年次点検が実施されたことを作業票による作業結果で判断していることから、危険予知や作業者のサインが虚偽記載されていることで未実施に気が付かなかった。	①⑤ ①⑤	4 教育・研修での取り組み	⑨ 本部研修において電気事業法等の関係法令を踏まえた電気主任技術者の責務及び技術者倫理に関する教育を継続して実施する。 ⑩ 初めて保安業務担当者になって職員には指導的立場の職員が同行するなど業務遂行で生じた疑問や不安を解消できる環境づくりに取り組む。 ⑪ 新任管理職研修において、服務規律の徹底に向けた指導法や上位機関と連携した厳正な対処の在り方等について再徹底する。			
	2 管理職は当事者が重要な業務を実施してきた実績から、当事者を信用していたため、年次点検の計画も当事者に任せっきりになっていた。						
Management (管理・教育)	3 管理職は保安管理業務以外の対応が多忙で、部下の相談やマネジメントにかかる時間がなかった。また、従業員も多忙な管理職に相談できない環境となっていた。	⑩⑬⑭ ⑪	5 安全文化の醸成に向けた取り組み	⑫ 経営トップが先頭に立って倫理意識を含めた組織文化の基本である「安全文化」の醸成に取り組む。 ・ 「安全・品質方針」を定め経営トップの意思を明確に示すとともに従業員への理解浸透を図る。 ・ 安全文化の要素である「報告する文化」と「正義の文化」の醸成に向け、「話す」、「直す」に力点を置いた取り組みを行う。 ・ 新任管理職並びに企業倫理責任者若しくは企業倫理推進リーダーに対して、企業倫理及び技術者倫理の教育を行う。 ・ 本部集合教育の中でコンプライアンス及び業務品質の重要性についての教育を実施する。 ・ 「安全文化」の概念や構築に向けた取り組みについての理解を深めるため、講演会や勉強会を実施する。			
	4 管理職より年長の保安業務担当者の一部は自らの経験に基づいて独自のペースで業務を進める傾向があった。このような従業員への指導が不十分となっていた。						
	5 工事中点検の管理について内部規定に定めていなかった。また、申込みから工事中点検、竣工検査及び業務開始に至る工程管理が不十分であった。				③⑥⑦⑨	6 管理職のマネジメントの実効性の強化施策	⑬ 要員に見合った保安管理業務及び試験業務等の業務委託についての考え方を明確にして、管理職による事業所のマネジメントの適正化を図る。 ⑭ 管理職の負担軽減と業務品質並びに生産性の向上を図ることを目的として業務の分業化（集中化）を検討する。
						7 ヒューマンエラーによるミスを防ぐシステムの導入	⑮ 事業場のキュービクル内に二次元コード（QRコード）などを取付し、事業所ごとの月次点検データを記録する携帯端末（iPhone）で読み取ることで、当該事業場の点検入力画面を表示させる方法に変更する。